

令和5年度

P T A 総 会

☆ 期 日 令和5年4月21日(金) 14:10~15:10

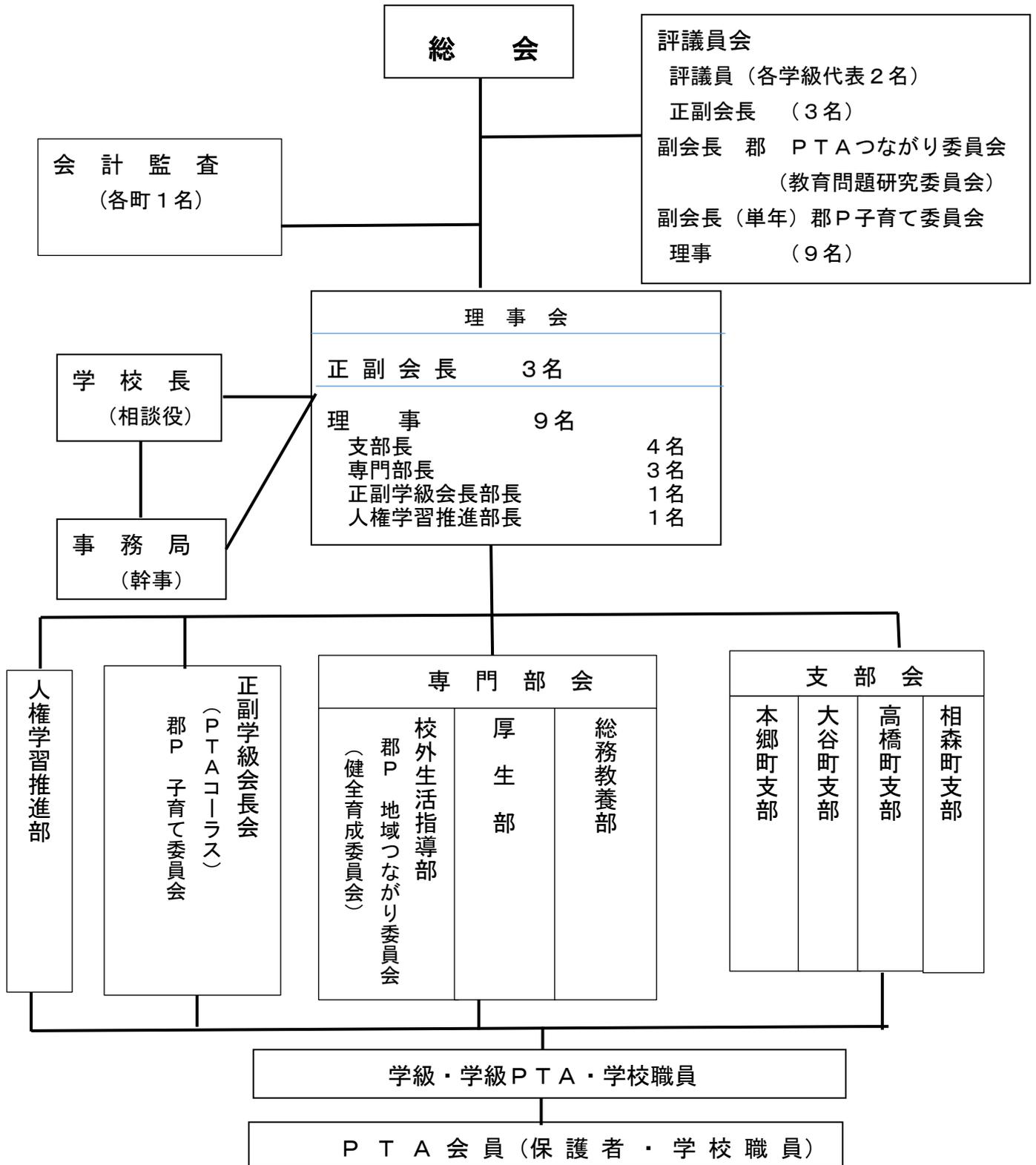
☆ 場 所 日滝小学校体育館

総 会 次 第

進行：坂口副会長

- 1 開会のことば (草刈副会長)
- 2 会長挨拶 (深澤会長)
- 3 新役員自己紹介
- 4 新任職員紹介 (自己紹介)
- 5 学校長挨拶 (伊賀学校長)
- 6 議長選出 (議長は会則第六条第1項により会長が当たる)
- 7 議事
 - (1) 令和4年度PTA活動報告
 - ・ 報 告 (深澤会長)
 - (2) 令和4年度PTA会計承認に関する件
 - ・ 提 案 (鈴木会計幹事)
 - ・ 監査報告 (前年度会計監査員代表 中島あゆみ様)
 - (3) 令和5年度PTA事業計画ならびに予算承認に関する件
 - ・ 提 案 本部関係 (深澤会長)
 - 各部関係 (各部長)
 - 予算関係 (鈴木会計幹事)
- 8 その他
 - ① PTA会費の徴収について (鈴木会計幹事)
 - ② 県P安全互助会加入について (鈴木会計幹事)
 - ③ PTA慶弔規定, PTA会則について (島田幹事)
- 9 表彰ならびに記念品贈呈 (深澤会長、坂口副会長)
感謝状・額贈呈 (前年度PTA 北澤会長・池田副会長へ)
- 10 前役員代表挨拶 (北澤前会長)
- 11 閉会のことば (草刈副会長)

日滝小学校PTA組織図



日 滝 小 学 校 P T A 会 則

(名称)

第1条 本会は、日滝小学校PTAといい、事務局を日滝小学校におく。

(目的)

第2条 本会は、会員の協力によって、教育の実をあげ児童の幸福を希求するとともに、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 児童の生活指導に関すること。
- 2 児童の福祉の増進に関すること。
- 3 教育施設に関すること。
- 4 会員の研修親睦に関すること。
- 5 その他目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 本会は、日滝小学校児童の保護者と学校職員並びにこの会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会長
- 2 副会長（2名）
- 3 相談役（学校長）
- 4 理事（支部長，専門部長，正副学級会長部長，人権学習推進部長）
- 5 評議員 若干名（正副学級会長）
- 6 幹事 3名（学校職員）
- 7 顧問 2名 前年度会長，前年度兼務副会長
- 8 参与 若干名（前会長，地区出身市議会議員，区長，児童委員）

役員任期は、4月1日から3月31日までの1ヶ年とする。ただし再任は妨げない。なお補充により役員となった者については、前任者の残任期間とする。また参与はこのかぎりではない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し会務を総理し、総会、理事会、評議員会を招集しその議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 相談役は、理事会、評議員会等に常時出席し、活動全般の相談にあずかる。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 評議員は、評議員会を組織し、会務を審議決定する。
- 6 幹事は、会計・庶務を執行する。
- 7 会計監査員は、会計監査を年2回（9月・3月）及び、随時行う。
- 8 参与は、この会の事業推進のために積極的に協力する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、会員から選出する。
- 2 評議員は、各学級から選出された正副学級会長が評議員となる。ただし、正副学級部部長は、評議員を兼ねない。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。
- 4 会計監査は、各町から1名を選出する。
- 5 参与は、前会長、日滝小学校学区内の出身市議員、区長、児童委員を会長が推挙する。

(部会の設置)

第8条 本会に次の部会をおく。

- 1 支部長会
- 2 学級部会
- 3 専門部会
- 4 正副学級会長部
- 5 人権学習推進部

(支部会)

第9条 支部は、相森町・高橋町・大谷町・本郷町の各町におき、支部会は、各町正副支部長、ならびに学級部員若干をもって組織する。

(学級部会)

第10条 学級部会は、学級会長、学級副会長ならびに学級から選出された若干名の学級部員、人権学習推進部員と学級担任をもって組織する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、総務教養部・校外生活指導部・厚生部の3部会とし、各町から選出された2～4名の部員ならびに、学校職員若干名をもって組織し、次の任務を行う。

総務教養部	諸施設の充実、拡充、総会の企画運営、PTA 学習（講習、講演等）、その他
校外生活指導部	児童の校外生活指導
厚生部	保健、体育、衛生、レクリエーション、その他

(正副学級会長部)

第12条 正副学級会長部は、本会の副会長（次期会長ではない）を顧問とし、学級会長、学級副会長ならびに学校職員若干名をもって組織し、次の任務を行う。

- 学級部会の運営に関する連絡・調整
- 郡市PTA子育て委員会にかかわる活動。
- その他

(人権学習推進部)

第13条 人権学習推進部は、各学級より選出された1名の部員と学校職員若干名をもって組織する。

(部及び部会の招集および部長兼任の禁止)

第14条 部及び部会は、部長が招集する。

第15条 部長は、原則として他の部長を兼ねることはできない。

(総会)

第16条 総会は、最高の議決機関であり、定期的に総会を開くものとする。ただし、評議員会が必要と認めた場合、ならびに前会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

定期総会では、前年度決算、新年度事業計画及び予算の承認及び、会務会計の報告その他必要な事項を決議するものとする。

なお、総会における決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(理事会及び評議員会の招集)

第17条 理事会、評議員会は、会長が必要と認めた場合招集する。

評議員会は、正副会長を決定する。

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、授業収入および寄付金をもって充てる。会費の額及び徴収方法は、評議員会の議決によるものとする。

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(帳簿等)

第19条 本会に次の帳簿を備えるものとする。

会員名簿

議事録

記録簿

会計簿

(会則の改正)

第20条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

第21条 この会則は、昭和53年3月4日より施行する。

昭和57年	4月24日	一部改正
昭和59年	3月9日	一部改正
平成9年	3月7日	一部改正
平成13年	4月21日	一部改正
平成14年	4月26日	一部改正
平成15年	4月25日	一部改正
平成15年11月	28日	一部改正
平成25年	4月26日	一部改正
平成26年	4月25日	一部改正
平成27年	4月24日	一部改正
平成29年	4月26日	一部改正
令和2年	4月17日	一部改正

日滝小学校 PTA 役員選考規定

(目的)

第1条 本規定は会則に基づき、役員選考の円滑化を図るために定める。

(対象役員)

第2条 選出の対象とする役員は以下のとおりとする。

(1) 選出役員

- ・次年度会長となる副会長
- ・郡市 PTA 子育て委員会（長）を兼務する副会長

(2) 候補者

- ・次年度会長となる副会長 現3学年の児童の保護者
- ・兼務副会長 現4学年の児童の保護者

(役員選考委員会)

第3条 前条の目的を達成するため、以下の通り役員選考委員会を組織する。

(1) 役員選考委員は次の構成とする。

- ・委員長 PTA 会長
- ・副委員長 PTA 顧問（ただし、令和4年度は前年度の兼務副会長2名のみ）
- ・委員 PTA 副会長、該当学年の学級会長

(2) 役員の決定は、役員選考委員会の責任において実施する。

(3) すべての役員および役員選考委員会出席者は、役員選考の内容、選考過程等について口外してはならない。

(選考方法)

第4条 役員の選考方法は、原則として以下の通りとする。

(1) 毎年10月末までに、役員選考委員会と該当学年 PTA 会員において協議し選出する。

(2) 10月を過ぎても選出ができない場合、役員選考委員会は役員候補者の推薦など、必要に応じて臨機の措置をとることができることとする。また、やむを得ない理由により、選出された役員候補者が就任不可能となった場合についても同様とする。

(承認方法)

第5条 評議員会において選考結果を審議し、承認を得る。

(免除規定)

第6条 役員の免除について以下のように定める。

(1) PTA 会長、副会長、各専門部部長、正副学級会長部部長、人権学習推進部部長、支部長経験者免除する。

(2) 該当学年の児童人数が6名以下の町の保護者は免除する。

(3) その他の条件については該当学年 PTA 会員により協議の上決定する。

(例外規定)

第7条 前条にかかわらず、該当学年 PTA 会員数の著しい減少があった場合については、免除を行わないことができることとする。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

令和4年度 PTA 活動報告（事業名のみ）

総務教養部

- ・ PTA 作業は中止
- ・ 学校保健委員会、講演会
- ・ 参観日講演会
- ・ PTA 新聞「ひたき」発行

校外生活指導部

- ・ 各地区安全調査
- ・ 安全マップの作成配布
- ・ 町別子ども会へは不参加
- ・ 各町の行事
- ・ 地域つながり委員会

厚生部

- ・ 春の資源回収
- ・ 秋の資源回収
- ・ ベルマーク集計

人権学習推進部

- ・ 人権交流講座、人権教育講座参加
- ・ 人権を考える市民の集い参加
- ・ 差別をなくす市民大集会参加
- ・ 秋のなかよし月間（絵本読み聞かせ、DVD 視聴）

正副学級会長部

- ・ 学級懇談会の運営、親子レク（5、6年）
- ・ 講演会への参加
- ・ 郡市 PTA 子育て委員会の参加（オンライン）
- ・ PTA コーラスは無し

支部長

- ・ 活動は各町ごと

令和4年度 PTA一般会計決算報告

日滝小学校PTA
会長 北澤あずさ

収入総額	1,049,810	円
支出総額	753,744	円
差引残額	296,066	円

1 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
会費	686,800	688,000	1,200	前期 1000円×266家庭 200円×355名 後期 1000円×266家庭 200円×355名 職員 2000円×19名
雑収入	5	4	-1	利息
繰越金	361,806	361,806	0	前年度より
合計	1,048,611	1,049,810	1,199	

2 支出の部

項目	予算額	決算額	増減	備考	
庶務費	会議費	100,000	0	100,000	
	事務費	50,000	39,507	10,493	PTA安全互助会費
	旅費	50,000	11,800	38,200	地域つながり委員会, 人権交流講座
	負担金	80,000	73,902	6,098	ハンドブック, 単P分担会費, 市PTA連合会会費
	慶弔費	30,000	23,000	7,000	転退職員記念品代, 退職職員記念品代
小計	310,000	148,209	161,791		
事業費	総務教養部	100,000	92,788	7,212	PTA作業, PTA新聞「ひたき」代
	校外生活指導部	40,000	32,300	7,700	安全マップ代
	厚生部	165,000	147,407	17,593	春秋資源回収補助, 雑費
	正副学級会長部	10,000	0	10,000	
	人権学習推進部	10,000	3,488	6,512	
小計	325,000	275,983	49,017		
補助費	学級活動補助費	108,000	35,052	72,948	1学年, 6学年
	支部活動補助費	74,200	74,200	0	各支部10000円+(100円×児童数)
	学校行事補助費	10,000	0	10,000	
	卒業生補助費	35,000	42,700	△ 7,700	証書ホルダー, リボン
小計	227,200	151,952	75,248		
環境整備費	10,000	0	10,000		
こども新聞代金	26,580	27,600	△ 1,020	読売KODOMO新聞, 毎日小学生新聞	
予備費	149,831	150,000	△ 169	150周年積立へ繰り入れ	
合計	1,048,611	753,744	294,867		

△...予算額に対して決算額が超過したものに付けたものです。

監査の結果, 上記報告書に間違いのないことを報告いたします。

令和5年3月23日

監査委員

永田 奈津子

小池 由紀子

北澤 加奈子

中島 あゆみ

個人情報保護のため, 印を省略しています。原本は保管しております。

令和4年度 PTA特別会計決算報告

日滝小学校PTA
会長 北澤 あずさ

収入金額	423,709	円
支出金額	310,817	円
残高	112,892	円

1.収入の部

項目	収入額	説明
繰越金	144,927	前年度より
春資源回収報奨金	88,900	須坂市生活環境課より
春資源回収古紙代	72,446	タケモトさんより
利息	1	
秋資源回収報奨金	65,350	須坂市生活環境課より
秋資源回収古紙代	52,085	タケモトさんより
合計	423,709	

2.支出の部

項目	支出額	説明
図書費補助	100,000	
スパイク代	32,769	
スキー教室補助	28,048	
150周年積立へ繰り入れ	150,000	
合計	310,817	

監査の結果、上記報告書に間違いのないこと報告いたします。

令和 5年 3月 23日

監査委員

北澤 加奈子

小池 由紀子

中島 あゆみ

永田 奈津子

個人情報保護のため、印を省略しています。原本は保管しております。

令和4年度 PTA150周年積立決算報告

日滝小学校PTA

会長 北澤 あずさ

収入金額	3,043,133 円
支出金額	0 円
残 高	3,043,133 円

1 収入の部

項 目	収 入 額	説 明
繰越金	2,743,109	前年度より
利息	24	
繰り入れ	150,000	PTA一般会計より
繰り入れ	150,000	PTA特別会計より
合計	3,043,133	

2 支出の部

項 目	支 出 額	説 明
合計	0	

監査の結果、上記報告書に間違いのないこと報告いたします。

令和 5年 3月 23日

監査委員

小池 由紀子

北澤 加奈子

中島 あゆみ

永田 奈津子

個人情報保護のため、印を省略しています。原本は保管しております。

月 日	曜日	事業内容	月 日	曜日	事業内容
4 6	木	入学式 1学期始業式 郡市 P T A 役員会①	12 5	火	町別子ども会③
11	火	P T A 専門部会・理事・評議員会①	25	月	2学期終業式
14	金	町別子ども会①（登校班確認） ＜P T A 町役員不参加＞	1 9	火	3学期始業式
19	水	郡市 P T A 評議員会①	11	木	市 P T A 理事会③
21	金	参観日・P T A 総会	24	水	郡市 P T A 役員会② 郡市 P T A 理事会③
28	金	P T A 理事会②	27	土	人権を考える市民の集い
5 9	火	郡市 P T A 理事会①	2 8	木	来入児体験入学
12	金	市 P 理事・評議員会①	9	金	P T A 理事会⑥評議員会②
13	土	P T A 作業 150周年記念花火（150周年行事）	16	金	3, 4, 5年参観日
25	木	P T A 理事会③	21	水	1, 2年参観日
27	土	運動会	27	火	6年参観日 町別子ども会④
31	水	航空写真撮影 郡市 P T A 評議員会②	3 15	金	3期終業式
6 10	土	資源回収①	18	月	卒業式
29	木	参観日	22	金	新1, 3, 5年学級発表 P T A 新旧本部, 理事引き継ぎ会 P T A 会計監査(次年度 P T A 総会にて報告)
7 2	日	郡 P 研究集会			
12	水	町別子ども会②			
21	金	1学期終業式			
24~27		個別懇談会			
8 22	火	2学期始業式			
30	水	P T A 理事会④			
9 2	土	上高井教育研究集会			
6	水	郡市 P T A 理事会②			
12	金	参観日			
10 12	木	市 P T A 理事会②			
27	火	音楽会 (本会・理事 駐車場誘導)			
31	火	P T A 理事会⑤(P T A 会計中間報告)			
11 7	火	サイエンスショー（150周年行事）			
11	土	P T A 音楽祭			
13~24		なかよし旬間			
18	土	資源回収② 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす市民集会			
22	水	参観日・P T A 講演会			

上記以外にも、会議等が入ることがあります

各専門部の部会はありません

日滝小学校専門部活動計画 (案)

本 部 会

期 日	事 業 内 容	予 算
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の事業の調整・手伝い ・県, 郡, 市のPTA事業への参加・協力 ・新役員選出のための運営 ・理事会の運営 ・評議員会の運営 	
7月 2日 (日)	上高井郡市PTA研究集会への参加	
9月 2日 (土)	上高井教育研究集会への参加	
未定	学校保健委員会	
3月23日	PTA引き継ぎ	

総 務 教 養 部

期 日	事 業 計 画	予 算
4月21日 (金)	PTA総会 会場準備	
5月13日 (土)	PTA作業	
8月26日 (土)	須高学校保健会総会・講演会	
未定	学校保健委員会	
2月	開校150周年記念リーフレット発行	
3月	PTA新聞「ひたき」の発行	

校 外 生 活 指 導 部

期 日	事 業 計 画	予 算
4月11日 (火)	第1回部会	
5月上旬までに	各地区安全調査 (地区の役員会などでも確認)	
5月 日 ()	第2回部会	
	<ul style="list-style-type: none"> ・危険個所調べの報告 (安全マップ作成) ・登校班の様子について ・開校150周年記念行事 航空写真について 	
5月 日 ()	第3回部会 航空写真について (詳細未定)	
5月31日 (水)	開校150周年記念行事 航空写真 (詳細未定)	
6月上旬	安心の家などへ安全マップの配付	
(印刷出来次第)		
7月12日 (火)	第2回町別子ども会への参加 (部長か支部長)	
12月 5日 (火)	第3回町別子ども会への参加 (部長か支部長)	
2月27日 (火)	第4回町別子ども会への参加 (部長か支部長)	
期日未定	※町別子ども会は朝の8:30~9:00です	
	第5回部会 (反省会)	

厚 生 部

期 日	事 業 計 画	予 算
4月11日 (金)	第1回厚生部会	
5月 1日 (月)	第2回厚生部会	
6月10日 (土)	春の資源回収	
10月上旬	第3回厚生部会	
11月 7日 (火)	サイエンスショーの会場準備	
11月18日 (土)	秋の資源回収	
12月中旬	第4回厚生部会	

正副学級会長部

期 日	事 業 計 画	予 算
通年 通年 部会日 通年 6月～11月 11月11日(土) 未定 通年	学級懇談会の運営(授業参観日) 学校行事・PTA行事への参加 正副学級会長部会(年3回程度) 各種講演会への参加 PTAコーラスの運営 PTA音楽祭 学校保健委員会 郡市PTA子育て委員会への参加 学級PTA活動(親子レク)⇒未定	

人権学習推進部

期 日	事 業 計 画	予 算
5月23日(火) 6月27日(火) 7月27日(木) 8月17日(木) 9月14日(木) 10月12日(木) 11月18日(土) 11月13日～24日	第1回人権交流講座 第2回人権交流講座 第3回人権交流講座 第1回人権教育講座 第2回人権教育講座 第3回人権教育講座 部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会 なかよし旬間中	

支部長(活動例)

※具体案は、支部毎 支部長会長(高橋町)

期 日	事 業 計 画	予 算
4月14日(金)	町別子供会①	
6月10日(土)	PTA春の資源回収	
7月上旬	夏祭り(子供会)	
7月12日(水)	町別子供会②	
7月下旬	ラジオ体操(3日間予定)	
9月中旬	スポーツフェスティバル(ドッチビー大会)	
10月中旬	秋祭り子供神輿	
11月18日(土)	PTA秋の資源回収	
12月中旬	クリスマス会	
12月5日(火)	町別子供会③	
1月上旬	しめ縄集め(どんど焼き等)奉仕活動	
2月中旬	6年生を送る会	
3月上旬	新旧役員引継会	

令和5年度 P T A一般会計予算（案）

日滝小学校P T A
会長 深澤 伸之

収入総額 977,670 円

支出総額 977,670 円

差引残額 0 円

1 収入の部

項目	4年度決算額	5年度予算額	増減	備考
会費	688,000	681,600	(6,400)	児童 2000円×255家庭数 400円×334名 職員 2000円×19名
雑収入	4	4	0	利息
繰越金	361,806	296,066	(65,740)	前年度より
合計	1,049,810	977,670	(72,140)	

2 支出の部

項目	4年度決算額	5年度予算額	増減	備考	
庶務費	会議費	0	100,000	100,000	市P, 郡P等役員会費
	事務費	39,507	50,000	10,493	用紙, インク, マスター, ファイル等
	旅費	11,800	50,000	38,200	役員旅費
	負担金	73,902	80,000	6,098	市P, 郡P等負担金等
	慶弔費	23,000	50,000	27,000	記念品代, 感謝状他
小計	148,209	330,000	181,791		
事業費	総務教養部	92,788	100,000	7,212	P T A作業, P T A新聞代
	校外生活指導部	32,300	40,000	7,700	安全マップ代
	厚生部	147,407	165,000	17,593	資源回収諸費用
	正副学級会長部	0	10,000	10,000	
	人権学習推進部	3,488	10,000	6,512	
小計	275,983	325,000	49,017		
補助費	学級活動補助費	35,052	108,000	72,948	各学級9000円までの補助
	支部活動補助費	74,200	73,400	(800)	各支部10000円+一人当たり100円
	学校行事補助費	0	10,000	10,000	
	卒業生補助費	42,700	45,000	2,300	卒業証書ホルダー, 卒業式リボン他
小計	151,952	236,400	84,448		
環境整備費	0		0		
こども新聞代金	27,600	28,000	400	こども新聞代	
予備費	150,000	58,270	(91,730)		
合計	753,744	977,670	223,926		

令和5年度 P T A会費の額・徴収方法について

P T A会長 深澤伸之

1 P T A会則 第18条

・・・会費の額及び徴収方法は、評議員会の議決による。

2 経過

◇昭和57年度～59年度

・家庭割 年額 840円
・児童割 年額 360円 計 年額 1,200円

◇昭和60年度～平成8年度

・家庭割 年額 1,000円
・児童割 年額 600円 計 年額 1,600円

◇平成9年度～令和4年度

・家庭割 年額 2,000円
・児童割 年額 400円 計 年額 2,400円 (児童1人の場合)

3 令和5年度P T A会費は、下記のように徴収したい。

(1) P T A会費の額は、昨年度と同様にする。

・家庭割 年額 2,000円
・児童割 年額 400円 計 年額 2,400円

※児童一人の場合 年額 2,400円

児童二人の場合 年額 2,800円

児童三人の場合 年額 3,200円

(2) 徴収方法は、今まで通りとする。

・前期、後期の2期に分けて、支部において5月と9月に徴収する。

* P T A 会費の転入生追加徴収・転出生返金について

- ・追加徴収は学校側にて行う。追加徴収算定基準については月割りとする。
- ・返金に関しても学校側で行う。返金算定基準は月割りとする。

日滝小学校PTA慶弔規定

日滝小学校PTAは、本会会員の慶弔に対し、下記の規定により金品を贈り、意を表す。

第1条 弔慰について

- ① 会員が死亡の時、香料 10.000 円を供える。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。
- ② 学校職員が死亡の時、香料他は、別途協議する。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。
学級会長なき職員の場合、本会会長が弔問する。
- ③ 児童が死亡の時、香料 10.000 円を供える。
本会会長が、学級会長と共に弔問する。

第2条 退任・退職・転任について

- ① 特別功ある者に対しては、協議のうえ感謝状と記念品を贈り、労を謝す。
- ② 退職・転任職員に対しては、金 3000 円を贈り感謝の意を表す。

第3条 本規定により贈与を受けた者は、返礼しない。

第4条 本規定に定めなき事項は、その都度協議し、評議員会に於いて事後承諾を受け
る。

第5条 本規定の改廃は、評議員会で決定する。

附則 本規定は、平成12年4月21日より施行する。

平成22年2月17日 一部改正 第1条①③